

卒業認定方針

■教育目的

本校は、教育基本法および学校教育法にもとづき、簿記会計・税務・情報処理・法律・行政ならびにこれらのビジネスに関する教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な産業人を育成することを目的とする。

■卒業

規定する修業年限以上本校に在学して、下記に定める授業時数以上を履修し、かつ下記に定める単位数以上を修得し、卒業審査に合格した者について、卒業を認定する。卒業の認定は、最終学年の終わりに行う。

- (1) 法律行政専攻学科（修業年限1年） 850時間（31単位）
- (2) その他の学科（修業年限2年） 1,700時間（62単位）

■専門士

経理本科学科を修了したものは専門士（商業実務専門課程）の称号を授与する。
法律行政学科を修了したものは専門士（文化教養専門課程）の称号を授与する。